

5. 地域活動支援センターへの移行の取組み（神奈川県川崎市）

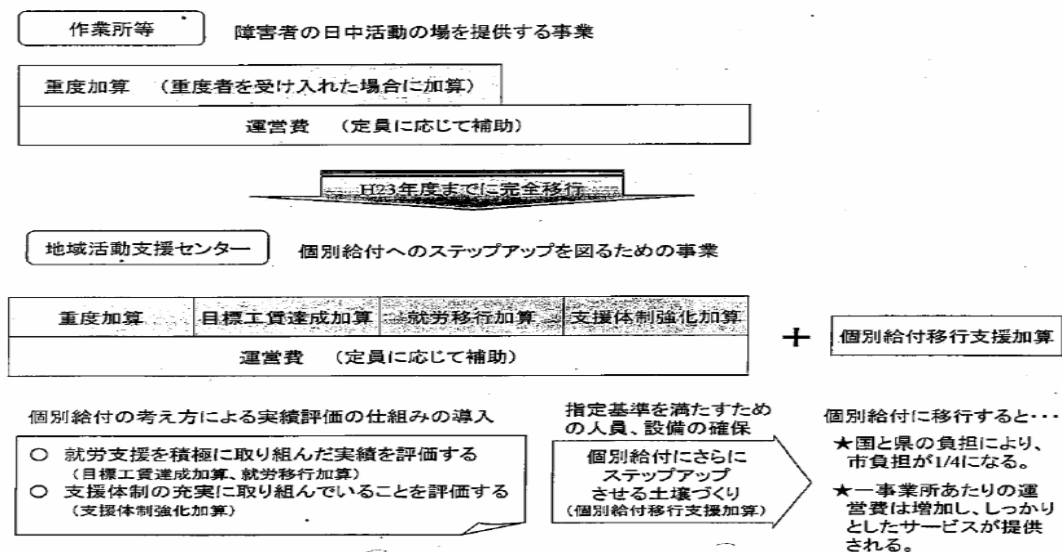
■地域活動支援センター移行への視点

川崎市内の地域活動支援センターへの移行対象候補としては、小規模作業所（小規模通所授産含む）が56ヶ所、精神障害者地域生活支援センターが1ヶ所ある。

平成23年度で作業所の補助金（交付税措置）

が廃止されるという全国的な動向もふまえ、市は、力量がある小規模作業所にはできるだけ個別給付に移行してもらいたいと考えており、作業所も規模や職員体制、ノウハウがあれば個別給付に移行したいとの意向があるので、移行のステップとして地域活動支援センターを活用してもらおうと計画している。

図表 1 地域活動支援センター移行への視点



図表 2 地域活動支援センター移行スケジュール



■想定する類型と報酬単価

センターの類型は、流動的な利用者数ではなく職員配置基準に着目して設定し、定員については実利用人員の8割で評価した。

報酬単価は、現行の作業所補助額を踏襲しながら実利用人員による実績評価の仕組みを導入して設定した。

また、必ず個別給付に移行することを条件に、2年間は個別給付移行支援加算400万円を支給し、作業所の人員体制確保を支援することとした。

そのほか、神奈川県は障害者就労率が非常に低いということもふまえ、就労移行を促進するため、1人でも一般就労に移行（6ヶ月以上離

職していないこと）させた場合には就労移行加算として翌年度200万円を支給することとした。

このような加算を設けたことで、利用者が1人減ってC型からD型になっても、その分の減額はさまざまな加算でフォローし、1年待てば養護学校卒業生を受け入れてC型に復帰するといった柔軟な対応が可能となる。

市の試算によれば、今回の単価設定であれば、作業所にとって、従来から収入が減ることはなく、むしろ収入増となるため、移行へのインセンティブは働く見込みである。

なお、移行後のセンターの利用者負担は、実費（食費等）のみであり、現在作業所で徴収しているのと同程度となる予定である。

図表 3 地域活動支援センターの類型

類型	定員	職員配置基準	事業内容	基準額
A型	20人以上	3名(うち常勤2名) ※常勤1名は有国家資格者*	相談支援事業を受託しながら専門的相談・生活支援にあたるとともに、社会参加を促進する活動等を行う。	1,600万円
B型	15人以上	3名(うち常勤1名)	機能訓練、社会適応訓練、就労移行支援等を行う。	1,250万円
C型	10人以上	2名(うち常勤1名)	創作的活動や社会との交流を促進する活動を行う。	1,050万円
D型	5人以上	1名常勤	日中活動の場を提供しつつ、相談支援や生活支援を運営行う。	950万円
E型	1人以上	1名(兼務可)	グループホーム等の本体事業の空きスペース等において、相談支援、食事提供等を行う。	3人以上:300万円 2人以上:200万円 1人以上:100万円

*有国家資格者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。

図表 4 地域活動支援センターに対する加算措置

○ 目標工賃達成加算	100万円
平均工賃月額15,000円(最低賃金の1/6程度)を達成した場合、翌年度基準額に加算する。	
○ 就労移行加算	200万円
一般就労に移行(6ヶ月以上離職していないこと)させた場合、翌年度基準額に加算する。	
○ 重度障害者支援加算	10万円
重度の障害者(身障・精神手帳1・2級または療育手帳A1・A2)を受け入れた場合、基準額に加算する。	
○ 支援体制強化加算①	100万円
サービス管理責任者を配置した場合、基準額に加算する。	
○ 支援体制強化加算②	100万円
職員配置基準を超えて*有国家資格者を配置した場合、基準額に加算する。	
○ 個別給付移行支援加算	400万円
個別給付事業に移行する場合、移行前2年間、基準額に加算する。(E型は対象外)	

*有国家資格者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。